

## 【重要】

# 共同研究等における研究経費「知の対価（知的貢献費）」の新設 及び「間接経費の特別比率の設定」について

令和8年3月18日

大阪公立大学

企業・各種団体の皆様へ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本学の教育・研究活動に対し、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学では、文部科学省・経済産業省の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、持続可能な産学連携体制の構築と、卓越した研究成果の社会還元を推進しております。この度、企業様等との「協創」をより一層深化させるため、2026年（令和8年）4月1日より、研究経費の体系を以下の通り改定することといたしました。

企業様等におかれましては、本制度の趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも本学との連携を通じた新たな社会価値の創出にご協力いただけますよう、何卒お願い申し上げます。

## 記

### 1. 「知の対価（知的貢献費）」の新設

共同研究や受託研究に従事する教員の「知」の価値付けを適切に行うため、新たに「知的貢献費」を設定いたします。

対象： 民間等との共同研究・受託研究のうち、直接経費がおよそ300万円以上のものを目安とします。

算定方法： 職階による標準単価を基準としつつ、研究実績や蓄積を考慮し、協議により決定（合意）させていただきます。

用途： 当該教員の研究環境整備や、共同研究等への貢献に対する手当として活用し、さらなる研究成果の創出へとつなげます。

## 2. 間接経費率の標準設定および特別比率の設定

共同研究等の実施に伴う大学側の管理的経費（施設維持・事務負担・URAによる支援等）の増大に対応するため、間接経費の運用を以下の通りといたします。

標準比率： 従来通り、直接経費の30%相当額を標準として積算いたします。

特別比率（30%超）： 大規模・複雑なプロジェクトや、高度な共通機器・特殊施設を多用する案件、組織対組織型のプロジェクト等については、個別の協議により30%を超える料率を設定できるものとします。これは「戦略的産学連携経費」や「研究推進インフラ利用料」として、より高度な支援体制を提供するための基盤整備等に充当いたします。

## 3. 適用時期および経過措置について

2026年4月1日（基準日）以降に締結する新規契約より適用いたします。なお、円滑な移行のため、以下の通り経過措置を設けます。

新規契約： 2026年9月30日までに締結されるものは、従来通りの取り扱い（旧基準）を可能とします。

変更契約（増額あり）： 2027年3月31日までに締結される増額変更は、従来通りの取り扱い（旧基準）を可能とします。

既契約および変更契約（増額なし）： 既に締結済みの契約や、研究費の増額を伴わない内容変更については、期間終了まで適用対象外（旧基準の維持）となります。

制度の趣旨をご理解いただき、可能な限り基準日以降の契約については新制度でのご負担をお願い申し上げます。

## 4. 改定後の経費構成（イメージ）

- 直接経費： 研究遂行に直接必要となる実費
- 知の対価（知的貢献費）： 教員の「知」に対する対価（新設）
- 間接経費： 大学全体の機能維持・向上のための経費（直接経費の30%～）

以上

本件に関するお問い合わせ先： 学術研究支援部 研究推進課

# 研究経費（知の対価）の新設について

2026年4月1日より、民間等との共同研究、受託研究において、研究経費として「知の対価（知的貢献費）」を新設します。

①研究に要する  
実費

## 直接経費

共同研究や受託研究実施のために必要となる機械装置、備品等の直接的な経費。

②研究者の  
「知」の対価

## （新設）知的貢献費

教員の関与時間やこれまでの研究実績・蓄積への対価。

③研究機関全体  
への負担額

## 間接経費

研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用ことを目的として、大学に配分される経費。

### 【直接的なコスト】

本学が提供する研究の直接的な対価として、教員に対して企業等が負担する経費

### 【間接的なコスト】

本学全体に対して、企業等が負担する経費 直接経費の30%相当を積算

## ○知の対価「知的貢献費」について

- ・文部科学省・経済産業省における「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の追補版が2020年6月に出され、多くの大学で「知」の価値付けを行うケースが増えてきています。
- ・本学でも民間等との共同研究・受託研究（直接経費が300万円以上のものを目安）に関与する教員に対して、当該共同研究等への関与時間やこれまでの研究実績・蓄積への対価（＝知の対価）を設定します。

※単価の目安：教授 10,000円/1h 准教授 8,000円/1h

講師 7,000円/1h 助教 6,000円/1h

- ・研究内容や参画する教員の研究実績等に応じて社会通念上相当の範囲で計上金額を協議し決定（合意）します。
- ・徴収した「知的貢献費」は、教員の研究費（研究環境整備費）又は教員への手当（共同研究等貢献手当）として教員に配分します。

※特別試験研究費税制控除制度における取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

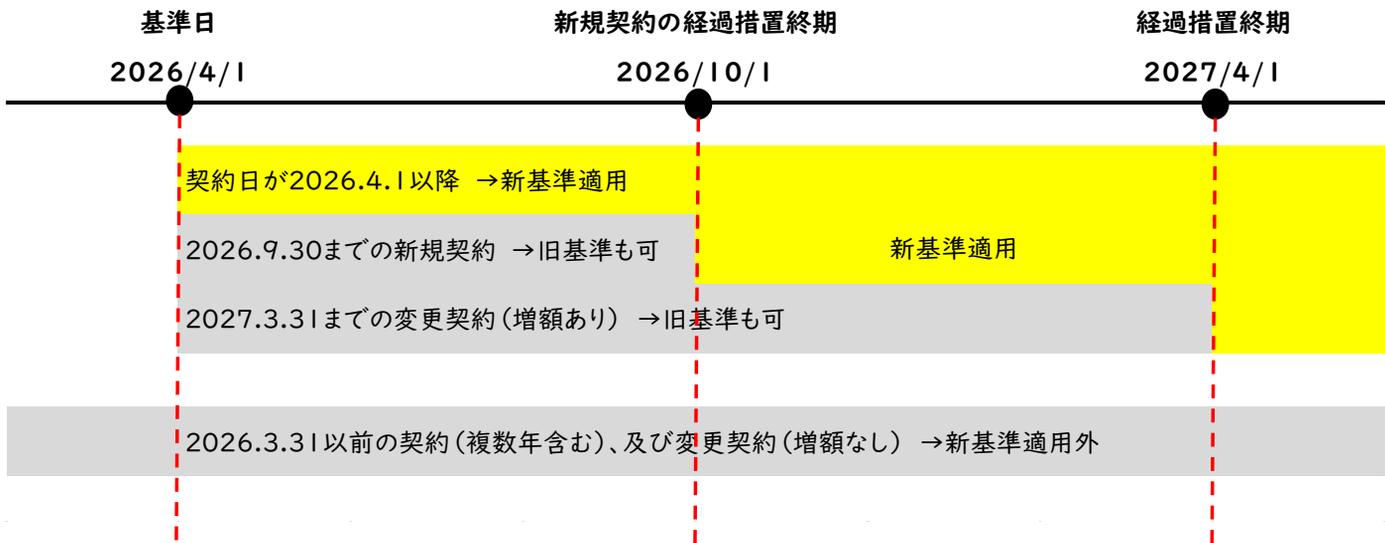
# 「知の対価(知的貢献費)」及び「間接経費の特別比率設定」導入に伴う経過措置について

## 新制度の適用対象

**2026年4月1日(基準日)以降に契約する共同研究等が対象**

- 但し、以下の期限で経過措置を設けさせていただきます。
- ・2026年3月31日以前に契約済みのもの(複数年契約含む)
  - ・2026年9月30日までの新規契約
  - ・2027年3月31日までの変更契約

しかしながら、本制度の趣旨をご理解いただき、ぜひとも導入にご協力、ご負担くださいますようお願い申し上げます。



### 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】 —産学官連携を通じた価値創造に向けて— (2020年6月 文部科学省・経済産業省)

**特徴**

- ① 産学官連携を「コスト」ではなく「価値」への投資としてとらえ、「知」を価値付け(値付け)する手法を整理
- ② 「組織」から大学発ベンチャーを含む「エコシステム」へと視点を拡大
- ③ 大学等と産業界の両者を対等なパートナーとして、産業界向けの記載を新たに体系化

**セクションA 大学等への処方箋**

2016年ガイドライン実現上のボトルネックへの処方箋について整理するとともに、社会情勢と産業構造の変化に伴う新たな処方箋を提示

「知」の価値を最大化

**A-1. 資金の好循環**

- 1 研究者等の有する「知」への価値付け
- 2 研究成果として創出された「知」への価値付け
- 3 必要となるコストの適切な分担

「コスト積み上げ」のみならず、常勤教員・学生の関与時間に対する報酬、成り振替等の「知」の価値付けの手法を提示

「知」の価値を最大化

「知」の価値を最大化

**A-2. 知の好循環**

- 4 知的財産権の積極的活用を前提とした契約

**A-3. 人材の好循環**

- 5 兼業・クローズドポイントメント制度の活用

**A-4. 産学官連携の更なる発展のために検討すべき事項**

- 6 大学等の外部の組織の活用
- 7 研究・産学官連携に対するエフォートの確保

**セクションB 産業界への処方箋**

産学官連携により新たな価値創造を目指す企業のために、先行事例を分析して手法を体系化し、クッドプラクティスを共有

先行事例 → ガイドライン → 企業

先行事例 → 企業 → 今後は、組織連携・知の創出/拡大を目指す企業

**B-1. プロジェクトの構想・設計**

- 1 経営層のコミットメント
- 2 様々な経路でのパートナー探索
- 3 ビジョンやゴールの設定

**B-2. 共同研究のマネジメント**

- 4 連携の責任者と窓口の一元化・明確化
- 5 複層的なコミュニケーションと進捗管理

**B-3. パートナーへの投資**

- 6 連携により得られる「価値」への投資
- 7 大学のマネジメント等に対する適切な支出

**B-4. 長期的な人的関係の構築**

- 8 人材交流の深化
- 9 次世代を担う人材の育成

**B-5. 研究成果の事業化**

- 10 共同研究から事業化までの継ぎ目無接続
- 11 価値創造のための知的財産の戦略的活用

(参考) 文部科学省・経済産業省「知の対価」に関するガイドライン概要

【本件に関するお問い合わせ先】  
学術研究支援部 研究推進課  
06-6605-2652